

会 議 録

会議の名称	豊中市特別職報酬等審議会		
開催日時	平成30年(2018年)12月25日(火) 10時00分～12時00分		
開催場所	市役所第一庁舎2階大会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	総務部人事課	傍聴者数	2人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	宮本又郎、吉村直樹、山田徹、小山由紀子、久山信子、相原洋、清水聖子、吉村敬(計8名)	
	事務局	(説明員) 総務部長 福田雅至 総務部次長兼人材育成長 松永啓太 総務部人事課長 大澤亮太 総務部職員課長 山内秀昭 財務部財政課長 伊藤洋輔 市議会事務局長 五嶋保弘 市議会事務局次長兼総務課長 朝倉敏和	
	その他	総務部人事課 倉田仁一、太田優子、竹中匡人、宮城朋子	
議題	1.会長の選挙について 2.会長職務代理者の指定について 3.特別職の報酬等について(諮問) 4.政務活動費について 5.その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

審議等の概要（主な発言要旨）

1. 市長の挨拶

審議会の開催に先立ち、長内市長から次のような挨拶があった。

（要旨）

本審議会委員の改選の年にあたり、皆様には新たに委員としてご就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、お礼申し上げます。

現在の報酬等の額は、平成23年度に減額改定の答申をいただき、平成24年に改定をいたしました。そこから6年が経過していることなどを踏まえ、今回改めて本市の特別職の報酬等の額が適正であるかどうかについて、ご審議をお願いするものでございます。

また、「議会の政務活動費の額」につきましては、大阪府内及び類似都市の交付状況などを勘案し、今回は諮問をいたしておりませんが、皆様のご意見を賜りたいと存じております。

2.（案件1）会長の選挙について

会長の選挙を行い、宮本又郎氏を選出した。

3.（案件2）会長職務代理者の指定について

会長が、吉村直樹氏を指定した。

4.（案件3）特別職の報酬等について（諮問）

総務部長が次のとおり諮問の趣旨説明をした。

（要旨）

本市の「議会の議員や市長等の特別職の報酬・給料」につきましては、一般職の給与改定の状況や近隣・類似都市の特別職報酬の状況などを総合的に勘案されました本審議会からのご意見に従い、改定してまいりました。

昨年までの5年間は、平成24年度に報酬の引き下げの改定を行ったこともございまして、諮問自体を見送ってまいりました経過がございますが、本年度は、市長等の顔ぶれが一新されたこともあり、本市の特別職等の給料・報酬につきましては、その額が適正であるかを調査・審議していただくために諮問させていただきました。

諮問の内容は、いわゆる「白紙諮問」でございまして、審議会の忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

なお、「議会の政務活動費の額」につきましては、大阪府内及び類似都市の交付状況などから、現行額の据え置きが適当ではないかと考え「諮問」をいたしておりません。

（事務局より関係資料の説明）

事務局から資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、豊中市の特別職報酬等の改定経過や大阪府内や近隣都市・類似都市の報酬等の動向、議会の活動状況などについて説明を行った。

また、「豊中市財政関係資料」に基づき、本市の財政状況について説明を行った。

(質疑・意見交換)

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：白紙諮問と聞いたが、答申のめざすべき方向性は。現状通りがいいのか。それとも、何%上げたいもしくは下げたいという考えはあるのか。

事務局：この段階で、あらかじめ方向性が決まっているものではない。

委員：今後の市の財政状況の見込みは？

事務局：扶助費や公共施設の老朽化対策で歳出は増えていく見込みである。歳入面においては、市税は微増しているが、歳出増ほどの伸びは見込めないので、今後も楽観視できない状況である。

委員：他市の財政状況は？

事務局：財政赤字の自治体は少ないと認識している。

委員：特別職の報酬についての判断材料として、市や他市の財政状況・一般職の給料変動・社会情勢を参考にすべきと考える。

委員：白紙諮問に至った理由は？

事務局：自由に議論していただくため、事務局側から原案を出していない。これまでも白紙諮問でお願いをしてきたところである。

委員：他市状況との比較において、配布された資料に人口比があるが、人口比だけで報酬額を判断するのは難しいのではないか。また、現在の人口だけでなく、将来推計を含めて考えていくべきではないか。

事務局：資料には一般職の給料の改定率も掲載している。これまでの審議会の中では、一般職の給料改定率をメインとなる指標として使っていた。市長・副市長においては一般職と同様、常勤職であることから、一般職の給料の変動を参考に改定を行ってきた。ただし、判断材料はそれだけでなく、当時の財政状況や人口、中核市に移行した等、総合的に考えて改定を行ってきている。今回もこうした点を踏まえて判断していただきたい。

委員：財政は黒字で、他市と比較しても特別職の報酬が高くないという状況は理解できたが、報酬額の妥当性を判断するのは難しいと感じている。

委員：前回改定から現在までで一般職の給料改定率がマイナス0.4%という説明であったが、平成27年度単年で見た場合、マイナス1.38%であり、単純にならずのはどうなのか。前回改定時はどのような議論があったのか。また、判断する材料は他にあったのか教えてほしい。

事務局：一般職の給料改定率において、一定のパーセンテージの増減が累積された際に、これまでは諮問をさせていただいている。1年ごとに数千円単位で改定する必要はないとの意見をいただいている。

委員：資料の中で平成12年度より自主減額をしているが、前回改定時、その状態は望ましくないという判断の中で、24年度より本給の減額改定をすべきという答申を行ったと記憶している。

事務局：前回改定時は、それ以前に改定のあった時からその当時まで（平成8年度～23年度）の給料改定率であるマイナス6.93%を参考に減額改定の答申をい

ただいた。

委員：市長においては、平成24年度改定時はマイナス6.8%の減額になっているのは端数調整があったということでのいいのか。

事務局：そのとおりである。

委員：地域手当等については他市と同等な金額なのか。違うのであれば、他市比較をまとめてもらえると参考になるのではないか。資料によると、市長の給料月額について、自主減額を加味すると府内で実質2番目に高額である。豊中市と同等規模である高槻市は10%の自主減額をしているが、なぜか。豊中市の財政規模からして、市長の給料を減らしても大きく財政状況が改善するという事はないが、現在の市長の報酬額が、市民のモチベーションにどう影響するのかという点も考慮しなければならないと思う。

事務局：地域手当は府内各市においては6～16%に設定されている。各自治体によって手当の率は様々であるが、特別職の手当の率も一般職の率に合わせている自治体が多いと思われる。高槻市がなぜ自主減額をしているかについては把握していない。

委員：他市の自主減額を行っている事情を把握するのは難しいのではないか。地域手当の支給率は国家公務員の手当に準拠して率が定められているという考え方でよいのか。

事務局：そのとおりである。どの地域で勤務しているかで支給率が定まっているものである。

委員：金額を提示してしまうことで、自由な議論ができなくなることも考えられるため、白紙諮問という諮問のあり方については妥当と考える。

委員：報酬額据え置きでよいと考えている。理由は、これまでに参考にしてきた他市状況や財政状況を考慮すると共に、一般職の給料改定率がマイナス0.4%とあまり変わっていないからである。

委員：給料改定率のマイナス0.4%を単なる端数として考えていいものか判断に迷う。

委員：毎年度ごとに、微細な改定率をその都度反映して改定していくのは、事務処理上、煩雑になると思う。

委員：増額改定でもいいのではないかと当初は考えていた。今後人口は減少していくわけであるし、人口規模で報酬額を決めることについては疑問に思う。また、どの自治体も生産性を上げていくような施策を行っていくべきと考える。それらを考慮して報酬額は判断すべきだと思う。ただし、現段階でそこまでの判断はできないと思うので、据え置きでよいのではないかとと思う。

委員：市長が変わったこともあり、今回は諮問があったと認識している。市の財政状況から考えると、据え置きが妥当と考えるが、いざ答申をしなければいけないと考えると慎重になってしまう。

委員：4月から長内市長が就任したこともあり、私は新しい発想の元、現状通りの報酬額で市政を進めていってもらいたいと考える。

委員：皆さんと同じく据え置きで問題ないと考える。

委員：今後の財政状況が予断を許さないことから考えると、増額ではなく据え置きが

妥当と考えるが、いかがか。

委員：異議なし。

委員：補足として、退職手当も審議会の担当事務に加えるべきと考えるが、いかがか。

委員：全体の報酬を一体的に考えるべきなので、異議はない。

委員：期末手当も同じく担当事務に加えるべきと考えるが、いかがか。

委員：異議なし。

事務局：他市も両手当について、担当事務になっていることを考えると、問題ないと考える。ただし、議員の期末手当については、当市の議会でも議論しているところである。今後の諮問の仕方については検討していきたい。

委員：条例改正等、市の中で事務的な手続きが発生することから、あくまで付帯意見として述べさせていただく。

5. (案件4) 政務活動費について

資料「政務活動費に関する資料」に基づき、豊中市議会政務活動費の交付に関する条例や規程、大阪府内や近隣都市・類似都市の交付額の状況について、事務局が説明を行った。

(質疑・意見交換)

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：議員はボランティア精神を持って仕事にあたるべきだと考える。政務活動費は7万円も必要ないと考えるが、議員定数を削減するのであれば、一定妥当かと考える。議会でも是非ともそのあたりについて議論いただきたい。

委員：政務調査費は額もさることながら、使い方も問題になっている。使い方について、定期的に審査を行っているとの説明が、市議会事務局より先程あったが、詳しく教えてほしい。

事務局：年に2回、規程や事務マニュアル等に基づき、使途が適正か審査を行っている。また、先進都市への視察旅費算定にあたっては、市職員の旅費規程等により、市議会事務局職員が算出している。視察後には、報告書や現地で受け取った資料等の提出もしてもらっており、適正に運用されていると考えている。

委員：政務活動費については、今後も公正公平な観点から、適切な運用を今後もしていただくことを望む。

6. (案件5) その他について

なし

(審議会終了)